

全体会計財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 …… 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア. 昭和 59 年度以前に取得したもの …… 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ. 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの …… 取得原価

取得原価が不明なもの …… 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産 …… 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの …… 取得原価

取得原価が不明なもの …… 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券 …… 償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア. 市場価格のあるもの …… 会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ. 市場価格のないもの …… 取得原価(または償却減価法（定額法）)

③ 出資金

ア. 市場価格のあるもの …… 会計年度末における市場価
(売却原価は移動平均法により算定)

イ. 市場価格のないもの …… 出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。） …… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	5年～50年
工作物	3年～80年
物品	3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
 （ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によ
 っています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内
 のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のフ
 ァイナンス・リース取引を除きます。）
 ……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の算定基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を
 検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可
 能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能
 性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化
 に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額
 の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5. 追加情報

(1) 連結対象団体（全体会計）

団体（会計）名	区分
国民健康保険事業特別会計	特別会計
農業集落排水事業特別会計	特別会計
介護保険事業特別会計	特別会計
後期高齢者医療事業特別会計	特別会計

連結の方法は次の通りです。

- ① 地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳

該当なし